

## 飯山市景観審議会 会議概要

1 会議名	第2回飯山市景観審議会
2 日 時	平成29年2月3日（金）16：00～17：00
3 会 場	飯山市役所
4 出席者	齋藤委員、千坂委員、佐藤委員、江口委員、松永委員 高橋委員、吉原委員、内堀委員、牧委員、月岡委員 （欠席）手塚委員、服部委員
5 市側出席者	（事務局）建設水道部長兼まちづくり課長、 まちづくり課長補佐兼まち並整備係長、 まち並整備係2名
6 その他出席者	なし
7 傍聴者	なし
8 報道関係者	なし
9 会議概要作成年月日	平成29年2月7日

進行：建設水道部長兼まちづくり課長

### 1 開 会

（部長）

皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。只今から第2回飯山市景観審議会を開会します。本日進行を努めます建設水道部長の松澤ですがよろしくお願いします。

はじめに、本日の審議会は、公開とし、後日、市のホームページで議事録の公開をいたします。そのため、議事録作成のために録音させていただきますがよろしくお願いします。

### 2 委嘱書の交付

（部長）

今回の委嘱の任期は2年と定められており、本日より新たな任期となります。なお本日市長が公務により不在のため副市長より委嘱書を交付します。お一人ずつお名前をお呼びいたしますのでその場でご起立いただきお受け取りください。

（副市長より委嘱書の交付）

### 3 副市長あいさつ

（部長）

それでは、開会にあたり、月岡副市長よりごあいさつを申し上げます。

（副市長）

皆さんお忙しい中、また齋藤先生には遠くからおいでいただきまして、ありがとうございます。現在市長が東京に出張しております、代わって副市長の月岡ですが一言ご挨拶を申し上げます。

今冬は年末年始大変な寡雪であり、スキー場、かまくら祭り等などが心配されたわけですが、現在は平年どおりの積雪ということではっとしている、という状況でございます。

飯山市では平成 26 年 10 月から景観計画をもとに景観行政を推進して参りました。平成 27 年 1 月に瑞穂地区の小菅が国の文化的景観に指定されるなど、市内の優れた景観が評価を頂いているところでございます。

小菅につきましてはその風景の保全と観光資源としての活用について、現在推進していく状況であり、地区の皆さん共々努力しているところでございます。

一方で市街地におきましては、城址公園の整備、正受庵周辺の保存、飯山復活教会周辺のまちづくり、矢落ヶ池跡地の公園等の整備に現在取り組んでいるところであり、今後、景観重点地区の考え方を整理しながら、新たな取組が大切だと考えているところでございます。

新幹線飯山駅が開業してまもなく 2 年が経とうとしているわけでございます。本日皆さんからのご指導をいただきながら、更に良好な景観を維持・発展させ、観光に生かして行きたいと考えておりますので、皆さんの忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(部長)

ありがとうございました。引き続き副市長は委員として出席させていただきますのでよろしくお願ひします。

つづきまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日、手塚委員、服部委員から欠席の連絡を頂いております。現在の出席委員は 12 名中、10 名でございます。過半数以上の出席をいたしておりますので飯山市景観条例第 31 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

#### 4 自己紹介

(部長)

それでは、今回新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さんお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員より自己紹介をいただいた)

#### 5 景観審議会について

(部長)

それでは議事に入ります前に、景観計画の概要について事務局よりご説明をさせていただきます。

(事務局)

景観計画、景観審議会について概要説明

#### 6 審議会会长の選出

(部長)

次に、審議会の会長の選出ですが、市条例第 30 条によりますと審議会に会長を置き、委員が互選することになっております。どのように選出したらよろしいかお伺いいたします。

(内堀委員)

事務局案がありましたらお願いしたいと思いますが。

(部長)

事務局からの提案についてありますがそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、提案させていただきます。

景観の分野に精通し、前回の会長でありました、齋藤 潮 委員に会長をお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(出席委員全員の承認をいただいた)

(部長)

ありがとうございます。齋藤会長は会長席にご移動をお願いします。

それでは、ここで齋藤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

会長を拝命いたしました。よろしくお願いします。わたくし山形県の鶴岡の生まれで、子どもの頃から雪を見て育ちました。冬は雪で重苦しいんですけれども、晴れた日の雪の山々の美しさには子どもながらに非常に感動を覚えていました。

本日も晴れ渡った飯山の日の光の中に冬の山々が雪景色を見せてくれて非常に私もうっとりとして見ておりましたけれども、多分大雪だろうと思ってカメラを持ってこなかったのが非常に残念に思っております。

冬の飯山を含め、雪国に私は非常に共感を覚えておりますので、今後飯山の景観がより良くなるように尽力して参りたいと思いますので、どうぞ皆様のご助力をよろしくお願ひいたします。

(部長)

ありがとうございました。

## 7 職務代理の選出

(部長)

つづきまして職務代理の選出ですが、市条例第30条第3項により会長が指名することになっております。齋藤会長よりご指名をお願いします。

(会長)

これまでどおり千坂委員にお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(出席委員全員から拍手でご確認いただいた)

(部長)

ありがとうございました。

それでは、千坂委員に職務代理をお願いします。千坂委員は職務代理の席にご移動をお願いいたします。

(部長)

それでは、議事には入りたいと思います。会議の議長は市条例第31条により会長が議長となることになっておりますので、齋藤会長より議事進行をお願いします。

## 8 議案審議

議第1号 飯山市景観計画の策定に伴う意見聴取について

(会長)

それでは、議第1号 飯山市景観計画の一部変更に伴う意見聴取について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

配布資料の確認及び議案の説明

参考として、飯山市風景づくりガイドラインの一部変更について説明

(会長)

それでは委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますのでご発言をお願いします。

(委員)

内容が専門的すぎて難しいので分からぬのだが、太陽光発電施設に対して、景観の観点から規制をしようということか。

(会長)

細やかにしようということ。

(委員)

届出という言葉をつかっているが、届出というのは強制ではないので何しようと勝手ということではないのか。

(会長)

勝手に作ってはいけないので、規模によってまず役所にこういうものをつくりますということを届け出て、その際に景観計画に照らし合わせて、もう少しこうしてください、といったやりとりがある。

(委員)

届出という言葉自体は何の強制力もなく、ただ「これをやります」と届け出ればよいので、それに対して規制するのであれば他の言葉を使うべきでは。「許可」とか「認可」とか。

(会長)

景観計画ではそこまで踏み込んでいない。強制力はあまり持てないというか、ある部分はあるが、太陽光発電施設については、一定規模については作る前に届けてくださいと。その上で、景観アドバイザーなどとのやりとりをして、お願いをして協力いただくもの。

(委員)

つくってから届けるのではなく、つくる前に届けると。しかも強制力はさっぱりないと。

(会長)

強制力はない、というかお願いしてご協力をいただくもの。

(事務局)

審議会にかけて、その後公表などをしたりすることはできる。

最終的にはこの審議会で届出に対して違うものをつくったりした場合につきまして、審議をした上で公表や改善命令ができる。

(会長)

それは建築物の色彩・意匠の変更についてですね。届出どおりでなければ。太陽光発電についてもそうなのですか。

(会長と事務局で景観計画の内容について確認)

(会長)

届出内容と違ったものが行われた場合には、審議会で議論し、変更命令等を出すことはできる。

(委員)

県下であった事例として、ある一定以上の面積で届け出をし、そのあと隣で届出基準以内で徐々に増やしていく事例があるけれども、そういった場合はどうすれば良いか。

(会長)

届出については基準面積が小さい。大規模の場合は 300 m<sup>2</sup>だが。

(委員)

例えば 300 m<sup>2</sup>超えで一度住民説明をし、その後、300 m<sup>2</sup>以下で何度も拡張を繰り返した場合は何もしなくても良い、ということになってしまうのか。

(会長)

変更面積について 20 m<sup>2</sup>を超える場合には届け出がいる。住民説明をしなければいけないとまでは言わないけれども。ただ、そうすると魂胆がわかるということですね。

(委員)

意味の話をした方が良い。あまり大開発してもらっては困る、ということですよね。そういう風に明確化していった方が。

(会長)

特に飯山の眺めの良いところにそういうことをやられると、大変なことになる。

(委員)

佐久などでそういった事例が出てますよね。

(会長)

それについてはどうですか、事務局としては。

(事務局)

たぶん県と同じ対応になると思うが、開発許可の考え方と同じ。例えば 290 m<sup>2</sup>で計画して、その後拡張して 300 m<sup>2</sup>を超える場合は、その時点でやれば良い。全体行為での面積、という見方をして、説明をしていくようなことになると思う。ただ、今のは私見でありますので、その辺の処理については県に指導いただきながら進めて行きたい。

(委員)

例えば 300 m<sup>2</sup>以上で 1 回説明会をして、その後拡張しても何もしないみたいなんですよ。

(会長)

追加・増築の場合はどうするか、ということですよね。

(委員)

大規模なものはあまりつくってもらいたくないという方向であるならば、そういう風に持っていくかないと。たまたま佐久の場合はそういうので困っているみたいなんですよ。抜け道で。

(会長)

2 回、3 回に分けて段々大きくしていくと。それについては重要な意見ですので、これは承っておくということでおろしいですか。

届出基準もしくは住民説明の基準をぎりぎり下回る形で何回も繰り替えすることで規模を上げていくということではなくはないので十分に配慮すべき、というご意見を頂戴いたしました。他にいかがでしょうか。

(委員)

前の区長から、「出席できないから代わりに」ということで出席し、今回委託書までいただいて大変戸惑っているのですが、1 つ伺いたいのは、条例が飯山市にあるが、これをどういったかたちで住民に説得というか…、誰が見回って指摘したりするのか。建設業者が

何らかの伝達があって自ずと届出してもらうのか。またどこへ届けるのか。景観委員はそこにノータッチでよいのか。

(事務局)

計画はHPで公表しています。また届出については業者さんが表になるかと思いますので、そういった方たちには遅滞なく届出していただくように指導していきたいとは思うが、一番問題なのは、個人的にやっている小さな業者さんなどが気づかないでやってしまう場合があるので、市報に時折掲載するなどして対応していきたい。

区長さんの委員さんとしての仕事としては、議案について審議していただくことですので、日常の活動としては結構です。ただ、目に余るものがあれば、市役所に教えていただければ調査したり指導したりすることになる。

手続きについては、建築確認や道路証明など他の手続きが必要になる場合があるので、その際に景観の手続きを併せてしてください、と指導をしておりますので、大体それで用は足りているというのが現実です。ただ、旅の方が来てペンキを塗っていくという場合があります。そういう漏れ落ちはある。それをどうしていくかは今後の課題ですが、市民の皆様にも分かっていただけるように市報等でPRしていきたい。

(会長)

審議会の委員でいらっしゃる皆様の権限としては、計画変更の妥当性などを審議したり、というものであり、個別具体的に現場の指導をしていただくわけではない。

ただ、皆様重要な役職についておられて、ネットワークをお持ちだと思いますので、その中で、「これはまずいんじゃないかな」というものがあれば、これはそういう旨を事務局にご進言いただければ対応する、ということあります。他いかがでしょうか。

(委員)

質問なんですが、例えば色彩の例で、こういう方向にもっていこうということですか。

(会長)

派手な色を使わないようにお願いします、というもの。

(委員)

数字ではなくて、例えばどんなイメージを描いたら良いのか。

(会長)

けばけばしくないものにしたい、ということ。

(委員)

(今回の変更は) よりそういう方向にもって行く、ということか。

(会長)

赤とか黄色とかオレンジとかは従来どおりです。青や緑について、もう少し彩度を上げても良いのではないか、ということを検討した結果、県の条例ではもう一段階くらい緩くなっている、ということもあったので、飯山で特段鮮やかさについて、緑や青について県より厳しくすることについての積極性がない、ということらしい。県並みに赤やオレンジや黄色以外については、もう少し鮮やか目な色にしても良いのではないかと。ただし、鮮やかでかつ明るい色については規制をかけようということ。

(事務局)

今のお話の中で一部だけ訂正をさせてください。県ではなく県内の景観行政団体の平均について低かった部分について引き上げさせていただいた、ということ。

(委員)

ちょっと外れるかもしれないが、今建っている家を例えば真っ赤に塗るということはできない、ということか。

(会長)

ものすごく鮮やかな赤は使えない。

(委員)

その場合、これから塗りたい、という場合は届出をするということか。

(会長)

そうです、変更の届出が必要になります。

(委員)

もし知らないで塗ってしまった場合。

我々のエリアからは外れるかもしれないが、例えば具体的に言うと、旧豊田村にあるエノキか何かの工場が突然紫のような色に全部塗られていたんだけれど、ああいったのは届出の対象にはなると。もしやられたらどういう風になるのか。

(事務局)

具体的な場所は分からぬが、例えば色を塗る前に届け出をしていただくけれども、その時点で「この色を塗ります」というので届出を出していただく。その時点で、私どもとしてはガイドラインの中の色彩の基準を見まして、これは鮮やか過ぎますのでもう少し下げてください、といったお話をさせていただく、というのが現在の対応になる。

(委員)

知らないで塗った場合にはどうなるか。

(事務局)

届出をしなかった場合には確かに罰則が…

(会長)

届出義務違反ということで。

(委員)

そうなると強制力はあると、あの、結構です。他のところの話だから。ちょっと参考までに聞いておきたかったことなので。

(会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、今までお諮りしたことすけれども、網抜けと言うか縄抜けのような太陽光パネルの設置方法が考えられるので、これについての対応策を十分に協議してほしい・考えて欲しいというご意見を頂戴しましたので、これをこの審議会全体の総意として意見としてまとめてよろしいでしょうか。

(出席委員)

(了承)

(会長)

それではこの会の総意として、太陽光パネルの追加的な拡張について十分に対応して欲しいという意見を述べたいと思います。

他に何かございますでしょうか。なければ以上で議事を終了いたします。事務局へお返しします。

(部長)

ありがとうございました。斎藤会長のスムーズな議事に進行によりまして無事終了いたしました。また委員の皆様におかれましても、慎重にご審議をいただきありがとうございました。

## 9 その他

(部長)

その他でございますが、事務局より説明いたします。

(事務局)

- ・報酬について説明
- ・飯山市景観シンポジウムの開催について説明

(部長)

事務局からは以上ですが、皆様から何かご発言がありましたらお願いします。

## 10 閉会

(部長)

ないようですので、以上をもちまして第2回飯山市景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。